



会長	副会長	庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当
				受付

7 高在療第 317 号
令和 8 年 4 月 21 日

高知県医師会長
各都市医師会長
日本病院会高知県支部長
全日本病院協会高知県支部長
日本医療法人協会高知県支部長
高知県精神科病院協会会長
日本慢性期医療協会高知県支部長
高知市保健所長

様

高知県健康政策部長
(公印省略)

令和 8 年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金交付要綱の
制定について (参考送付)

日頃は本県の在宅医療行政にご協力をいただき御礼申し上げます。
この度、令和 8 年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金交付要綱を制定しましたので参
考に送付します。

本補助金は、新たに在宅医療に取り組む、又は取組の拡充を計画している医療機関が訪問診療
時に使用する医療機器の整備費用を補助し、在宅医療の推進を図るものです。

なお、要綱及び提出様式は、高知県在宅療養推進課のホームページ
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022100500042/>) にも掲載しています。

記

【補助金の概要】

1 補助対象

対象経費	事業者	要件
在宅医療に用いる 医療機器	医療機関 (歯科を除く)	新たに在宅医療(往診・訪問診療)に取り組むことを計画 していること又は既に在宅医療(往診・訪問診療)を実施 しており、今後診療内容の拡充、対応患者数の増加等の取 組の拡充を計画していること

2 補助基準額 300 万円 (補助上限額: $300 \times 1/2 = 150$ 万円)

3 対象機器 補助要綱の別表第 1 をご確認ください。

4 提出期限 随時 (予算の上限に達した場合は、受付を終了します。)

【提出・問い合わせ先】

高知県 健康政策部 在宅療養推進課 在宅医療担当
〒 780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20
TEL: 088-823-9104 FAX: 088-823-9137
E-mail: 131401@ken.pref.kochi.lg.jp

令和8年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和8年度高知県在宅医療提供体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、在宅医療の推進のため、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく県内の病院又は診療所のうち歯科医業を行う病院又は診療所を除く。以下「補助事業者」という。）において、訪問診療の際に使用する医療機器の整備に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び補助事業者については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書及び関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (12) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納がないこと。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第10号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかに

なったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、前条第 10 号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であつて、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 5 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度以降に、知事から訪問診療の実績等の状況について資料の提出を求められた場合、別途定められる期限までに報告しなければならない。

(グリーン購入)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報の開示)

第 10 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があつた場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(県内発注)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 9 号まで、第 11 号及び第 12 号、第 8 条第 3 項及び第 4 項並びに第 10 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この補助事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この補助事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 補助事業者は、この補助事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 補助事業者は、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 補助事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この補助事業による業務に関して知り得た個人情報を、補助事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 補助事業者は、県の承諾があるときを除き、この補助事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(従事者への周知)

第7 補助事業者は、この補助事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8 県は、補助事業者がこの補助事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9 補助事業者は、この補助事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

別表第1（第3条関係）

在宅医療に用いる医療機器

	区分	要件
補助事業者	医療機関（歯科を除く。）	新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組むことを計画していること又は既に在宅医療（往診・訪問診療）を実施しており、今後診療内容の拡充、対応患者数の増加等の取組の拡充を計画していること
補助率	2分の1以内	
補助基準額	300万円 在宅医療（往診・訪問診療）において使用する医療機器 （補助上限額：300万円×1/2=150万円）	
補助対象経費	上記補助事業者における以下の対象機器の整備費用	
対象機器	<ul style="list-style-type: none"> (1) X線撮影装置（往診・訪問診療用に限る。） (2) 超音波診断装置（バッテリー駆動可能な製品に限る。） (3) 解析付心電計 (4) ポータブル内視鏡 (5) 簡易睡眠時無呼吸検査装置 (6) 血液・尿検査装置（往診・訪問診療用に限る。） (7) 肺機能検査装置（持運び可能な製品に限る。） (8) パルスオキシメーター (9) ネブライザー・吸引器 (10) 輸液ポンプ・シリンジポンプ (11) 自動体外式除細動器（AED） (12) 膀胱用超音波画像診断装置 (13) 小型卓上高圧蒸気滅菌器 (14) 血圧計（持運び可能な製品もしくは卓上型） (15) 眼底・眼圧計（持運び可能なハンディタイプに限る。） (16) 生体情報モニタ（ベッドサイドモニタータイプに限る。） (17) 経腸栄養用輸液ポンプ (18) 在宅身体機能関連機器 <p>※ 原則として、据置型及び消耗品を除く。</p>	

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和8年度

高知県 在宅医療提供体制整備事業費補助金のご案内

在宅医療(往診・訪問診療)において使用する医療機器の整備に要する経費を補助します。ぜひこちらの補助金を活用していただき、訪問診療件数の増加につなげていただきますようお願いいたします。



補助事業者	医療機関(歯科を除く。)
補助率	2分の1以内
補助基準額	300万円(消費税を含む) (補助上限額:300万円×1/2=150万円) ※月2件以上訪問件数を増加させる計画を立てること
補助対象経費	以下の対象機器の整備費用
対象機器	(1)X線撮影装置(往診・訪問診療用に限る。) (2)超音波診断装置(バッテリー駆動可能な製品に限る。) (3)解析付心電計 (4)ポータブル内視鏡 (5)簡易睡眠時無呼吸検査装置 (6)血液・尿検査装置(往診・訪問診療用に限る。) (7)肺機能検査装置(持運び可能な製品に限る。) (8)パルスオキシメーター (9)ネブライザー・吸引器 (10)輸液ポンプ・シリンジポンプ (11)自動体外式除細動器(AED) (12)膀胱用超音波画像診断装置 (13)小型卓上高圧蒸気滅菌器 (14)血圧計(持運び可能な製品もしくは卓上型) (15)眼底・眼圧計(持運び可能なハンディタイプに限る。) (16)生体情報モニタ(ベッドサイドモニタータイプに限る。) (17)経腸栄養用輸液ポンプ (18)在宅身体機能関連機器

※ 原則として、据置型及び消耗品を除く。

補助金の交付が決定した後に購入した機器が対象となります。

必ず購入前に申請をしてください。

申請は随時受け付けています。ただし、予算の上限に達し次第、受け付けを終了します。

【お問い合わせ先】

高知県健康政策部在宅療養推進課

TEL :088-823-9104

FAX :088-823-9137

メール :131401@ken.pref.kochi.lg.jp

申請書類の様式や

詳細は在宅療養推進課

HPをご覧ください。→

